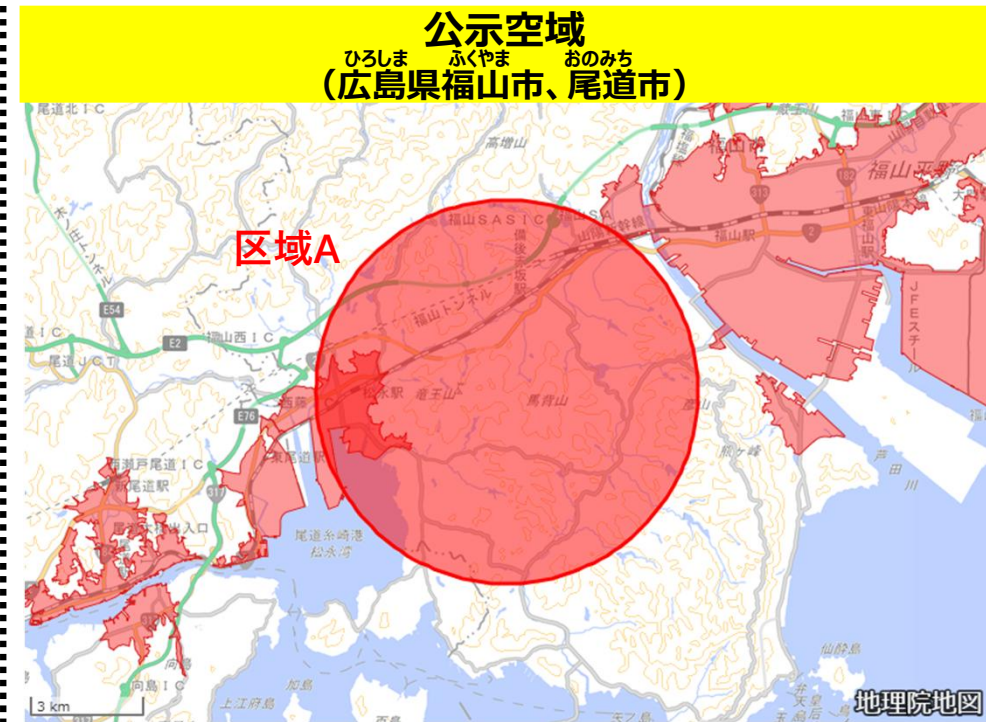


広島県福山市で発生した林野火災について、以下のとおり国土交通大臣による航空法第132条の85による無人航空機の飛行禁止空域の指定を行いました。

なお、航空法第134条の3による航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為（凧、気球等）の許可及び通報についても適用になります。

- 公示日時：令和8年5月18日 12時00分
- 公示管理者：国土交通省航空局
- 公示管理番号：令和8年度緊急用務空域 公示第2号
- 公示本文：次のとおり航空法第132条の85第1項第1号の規定により令和8年度緊急用務空域 公示第2号を指定する。
- A) 関係都道府県：広島県（E項に詳述）
- B) 開始：令和8年5月18日 12時00分
- C) 終了：別途通知するまで
- D) 時間帯：日出 / 日没
- E) 区域：
区域A：北緯34度27分01秒、東経133度18分08秒を中心とした半径5000mの範囲（ひろしま ふくやま おのみち広島県福山市、尾道市）
- F) 下限：地上
- G) 上限：地上から500m



航空法第132条の92の適用を受けて飛行させる場合を除き、当該空域での無人航空機の飛行を原則禁止とします。

なお、今後の状況に応じ、緊急用務空域を指定する期間・範囲・高度を変更する可能性があります。

航空局ホームページ等において、最新の情報を確認してください。